

JR東日本の「非人道的行為」を断じて許さない！

美世志会・家族の生活を守るため、新たな「仮処分命令」を勝ちとろう！

東京地裁民事19部は11月25日、昨年12月25日に出された「仮処分命令」（美世志会の一部賃金保障・社宅の使用許可）に対しJR東日本が行った「地位保全」異議申立を受け入れ「仮処分命令の取消」を決定するという不当な判断を下した。JR東労組・美世志会は東京地裁民事19部が下した反動決定を怒りをもって糾弾する。

本部は、美世志会・家族の生活を守ることを第一義として、12月15日新たに東京地裁へ民事訴訟の判決確定までの間、①平成20年12月以降の山田・小黒両氏の社宅の使用を認めること②平成20年11月以降の賃金の一部保障を行うことを求める「仮処分命令申立書」を提出した。この間、美世志会の本案訴訟を執り行ってきた民事11部は、「控訴審の進行を見守る」としている。このことから今回の「仮処分命令申立書」は当然受け入れられるべきものである。

この間、「非人道的行為」を続けるJR東日本の一連の行為は断罪されなければならない。会社は、控訴審が開始される12月15日に照準をあて「浦和電車区事件懲戒解雇処分に関する仮処分命令の取消決定確定について」なる「勤労速報」をわざわざ発した。これは11月25日に下された異議審決定に美世志会5名が保全抗告をしなかったため、取消決定が確定したとする傲慢な姿勢をあらわにしたものである。改めてJR東日本に強く抗議する。

昨年12月25日の仮処分命令に異議を申し立てた会社の冷酷さは「住む」「食する」という人間生活において最低限必要なことさえ否定するものである。年末・正月を迎えようとする今、企業権力の横暴による雇用契約の一方的解除が跋扈し、多数の労働者が絶望的な状況に追い込まれている。JR東日本会社のやっていることは、これと同じ資本の冷徹な姿勢であり、断じて許すことはできない。

12月15日、いよいよ美世志会の逆転無罪を勝ちとる「第一回控訴審」が開始された。法廷では弁護団によって第一審判決における裁判所の曲解・恣意的な事実認定を証拠に基づき、具体的に指摘した。そしてなにより裁判所がまったく理解出来なかったJR東労組の「全員参加」の活動が団結権に基づく正当な組合活動であることを訴えた。

この間つくり上げてきた街宣行動・支援する会の拡大など支援・連帯の輪を広める法廷外の闘いは大きく前進した。これらの闘いと連動させ、なんとしても美世志会の逆転無罪と早期職場復帰を組合員の総力を挙げ、もぎとらなければならない。国家権力・JR連合・嶋田一味・会社による妨害をはねのけ、JR東労組は一丸となって雄々しく前進していく決意である。

2008年12月16日
東日本旅客鉄道労働組合